

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部職員課)

収入未済については、所管課において、再三の督促や直接交渉などを行い、必要に応じ分納による徴収をするなど、早期収納に向けた様々な取り組みを行っている。

今後については、所管課において徴収のあり方の見直し等の検討を引き続き進めるとともに、庁内関係課による収入未済解消に向けた取り組みの検討を進める中で、必要な徴収体制についても検討していく。

(総務部予算調整課)

収入未済については、所管課において、再三の督促や直接交渉などを行い、必要に応じ分納による徴収をするなど、早期収納に向けた様々な取り組みを行っている。

平成17年度においては、収入未済の解消に向けた取り組みについて、所管課に収入未済の状況や早期収納に向けた取り組み等を照会し、内容の把握に努めた。さらに、それぞれの事業における関係機関等との連携や債権管理に係る事務処理マニュアル等の策定状況等を調査したところである。

今後については、平成18年度予算の執行に当たって、収入未済の解消に向けて、収納促進を図ることを予算執行要領等に明記し、担当職員への周知・徹底を図るとともに、関係機関との連携など、徴収のあり方の見直し等の検討を引き続き進めていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

○職員会館の有効活用について

各振興局等に設置されている職員会館については、宿泊に使用する実績が少ない状況にあるなど、施設全体として効率的・効果的に管理運営されていないので、職員会館の有効活用について検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部福利厚生課)

各振興局等に設置している職員会館については、職員の福利厚生の増進のため必要な施設であり、また一方で事業主の責務として実施する職員の健康診断の会場としての機能も有している大切な施設であると認識している。

利用の活性化のため、図書整備の充実やサークル活動の利用促進を図るなどしており、今後も職員の福利厚生の増進に向けた有効利用について検討していきたい。

また、最近の試みとして行われているオフサイトミーティングの会場として利用してもらうよう幹事課長会議を通じて提案していきたい。

宿泊については、職員会館の副次的な機能であり、時間外の縮減が叫ばれている中、積極的に職員への活用を呼びかけていくものではないと考えているが、その必要性も含め今後検討していく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監 査 の 意 見

○財産の管理・運用について

普通財産である未利用地については、一般競争入札等の方法により処分が行われ、財産収入に繋がったところであるが、なお多くの未利用地を保有する一方で、長期にわたり借地により事業用地を確保している事例(県営住宅)も見受けられる。

未利用地の有効利用や早期売却の促進に一層努められるとともに、長期にわたっての借地による事業用地確保のあり方についても検討されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(総務部予算調整課)

普通財産である未利用地については、庁内各部局に照会してその有効活用を図るとともに、将来とも利用計画のない未利用地については、県有地購入相談窓口の設置、県有地売却情報ホームページへの掲載および一般競争入札の実施などに努めたことにより、平成17年度の売却実績は目標額2億円を大きく上回る約6億7,000万円となった。

この結果、財政構造改革プログラム期間中(平成15~17年度)の売却実績は、目標額の

約18億円を上回る約22億4,000万円となった。

今後についても、「財政危機回避のための改革プログラム(平成17～19年度)」において、3年間で約20億円の売却目標額を設定しており、これに基づき平成18年度当初予算額に約10億円の売却収入を計上し、計画的な売却に努めることとしている。

(土木交通部住宅課)

県営住宅の多くは、県有地に立地する他、一部においては、市町の所有地を無償借地しているもの、また、宗教法人より長期にわたり有償借地しているものがあり、宗教法人からの有償借地については、建替事業の事業実施に併せて、平成10年に建物の耐用年限を考慮した平成85年までの長期賃貸借契約を締結しており、賃借料は、毎年、県有地の貸付基準を参考に改定してきたところである。

県営住宅の事業用地の確保のあり方については、今国会に提出されている「住生活基本法案」を注視しながら、住宅に困窮する低額所得者への住宅セーフティーネットとしての県営住宅のあり方を見極めるなかで検討していく。

当面、有償借地している賃借料の改定にあたっては、経済変動等に注視しながら、適正な価格となるよう対応するとともに、平成17年度より、新たに「地域住宅交付金制度」が設けられ、地域の実情に応じた取り組みに対し交付金措置が可能となったことから、県の財政負担を低減するため、国に対して交付金の対象事業として認めて頂けるよう働きかけていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の意見	<p>○地域防犯対策・防災対策について</p> <p>地域における防犯対策や防災対策については、自治会等を中心に地域に密着した活動を展開されることが必要不可欠である。</p> <p>地域の視点、現場の視点に立ち、総合安全対策(生活安全対策および災害安全対策)として連携・調整した効果的な施策となるよう検討の上、自主防犯、防災活動の育成・支援に努められたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(県民文化生活部県民生活課、県民文化生活部総合防災課)</p> <p>安全・安心な地域社会を構築するためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の下、住民総意の防犯や防災の取組が効果的に展開されることが重要である。</p> <p>こうしたことから、これまで地域に対する啓発の場では防犯、防災の両課が防犯、防災両面の情報を提供してきた。</p> <p>さらに平成18年度からは、広く「くらし安全・安心」に関わる啓発機会として、地域からの依頼により、課の枠組みを越えて「出前講座」を開催するなど、防犯、防災や消費生活の連携した取組を引き続き進めることとした。</p> <p>また、消防庁の事業である「地域安心安全ステーション」の実施拡大など、地域の特性に応じた防犯・防災の取組の推進を図っていきたい。</p>

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
監査の意見	<p>○早崎内湖ビオトープネットワーク調査を活かした具体的取り組みについて</p> <p>早崎内湖干拓地内の一部の水田約17haを借地し、平成13年11月から通年にわたって湛水化して、動植物の移り変わりや水質変化等の多面的機能調査を継続実施されてきた。</p> <p>湛水化されてから4年が経過し、原状回復も困難性を増す中で、本調査の目的でもある内湖機能の再生に向けて、具体的方向性を明確にされたい。</p>
当該監査の意見に基づき講じた措置の内容	<p>(琵琶湖環境部水政課、農政水産部農政課)</p> <p>従来の調査に加え、水産資源増殖機能調査および湛水区域と琵琶湖を接続させる工事の準備を開始し、内湖再生の可能性について調査をさらに進めている。</p> <p>また、内湖再生の取組の一環として、湿地再生に関する国内外の最新の知見を集約する</p>

とともに、今後のあり方について議論するため、平成18年1月に「国際湿地再生シンポジウム2006」を開催した。

同時に、各省庁や水資源機構等の関係機関、専門家、地元団体等で構成する早崎内湖再生計画検討委員会を設置し、内湖再生のあり方やその機能および再生後の維持管理等も含めて検討を進めている。その成果として平成18年度半ばを目途に早崎内湖再生計画(案)を策定し、それをもって国等関係機関への働きかけを行っていく。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○地球温暖化対策(アイドリングストップ)の推進について

「滋賀県地球温暖化対策推進計画」に基づき、平成22年における県民一人当たりの温室効果ガスの排出量を平成2年から15%削減することを目標とし、種々の取り組みを推進している中で、アイドリングストップについては、条例を制定し平成11年度から取り組んでいるが、その実施状況の把握や啓発も不十分と思われるので、エコライフの実践・強化に向けた取り組みをなお一層推進されたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(琵琶湖環境部エコライフ推進課)

アイドリングストップの推進については、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」に基づき、従来より高速道路でのドライバーへの啓発や啓発用封筒・メモ帳の配布による普及に取り組んできたところであるが、一層の推進を図るべく、平成17年度から新たにアイドリングストップやエコドライブに自主的に取り組む事業所を県ホームページ等で募集し、「アイドリングストップ宣言ステッカー」を事業所内で掲示することにより啓発を進める取組を開始した。

また、平成18年度には、「エコカー普及促進事業」を実施することとしており、自動車購入者に対し、アイドリングストップ等、エコドライブに関する環境情報を積極的に提供することを通じて、温暖化対策の推進を図ることとした。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○児童虐待防止市町ネットワークの整備について

住民に身近な市町で、児童虐待に迅速な対応が可能となるよう福祉・保健・医療・教育・警察等が連携する児童虐待防止市町ネットワークの整備を進めているが、早急に全市町に設置されるとともに、その運営と連携が円滑に行われるよう努められたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(健康福祉部子ども家庭課)

児童虐待防止市町ネットワークについては、平成18年2月現在、全市町で設置された。

今後、ネットワークが十分機能するように、市町担当職員の相談技術・知識の向上のための研修実施や、医療機関に対してネットワークに参加するよう要請するなど支援していきたい。

監査結果報告年月日	平成17年11月24日
-----------	-------------

監査の意見

○田んぼの学校の持続的な推進について

子どもたちに、自らが作り、育て、収穫し、食べるという一連の農業体験の場を提供し、食への知識と理解を深めるため、田んぼの学校推進事業を実施しているが、米・食物を得ることの大切さや環境こだわり農業を学ぶ上でプライオリティの高い取り組みと考えられる。

食育の重要性が問われる中、本事業の定着と持続的な発展を目指し、教育機関等とも十分連携しながら、取り組みの促進を図られたい。

当該監査の意見に基づき講じた措置の内容

(農政水産部環境こだわり農業課)